

一 般 競 争 入 札 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 8 月 1 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 花き種苗供給施設等整備事業 金峰地区 ハウス等施設工事
- (2) 工事場所 南さつま市 金峰町 大野地内
- (3) 工事概要 ハウス等施設工事 一式
 - ・ テッポウユリ原種供給ハウス（硬質プラスチックハウス） 1 棟
 - ・ キク類原種供給ハウス（硬質プラスチックハウス） 1 棟
 - ・ 暖房設備工事 一式
 - ・ 電気設備工事 一式
 - ・ 灌水設備工事 一式
- (4) 工 期 令和 8 年 3 月 11 日限り
- (5) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格
落札者決定後に公表する。
- (6) 本工事は、単体施工方式で行うものとする。
- (7) 本工事は、事後審査型一般競争入札で行うものとする。
- (8) 本工事は、資料の提出及び入札等を紙入札で行うものとする。



2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、とび・土工工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
 - イ 要綱第 2 条の規定により、とび・土工・コンクリート工事に係る入札参加資格を有する者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 450 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
 - カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - キ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
 - ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
 - (イ) 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - a 一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士若しくは二級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であること。

- b 上木工学又は建築学に関する学科を卒業後、①高等学校（実業高校を含む）5年以上、②高等専門学校（旧専門学校を含む）3年以上、③大学（旧大学を含む）3年以上、とび・土工・コンクリート工事の実務経験を有する者。
- c 10年以上、とび・土工・コンクリート工事の実務経験を有する者。
- (イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。
- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（とび・土工）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- コ 平成13年度以降に、鹿児島県内において単独の元請又は共同企業体の代表者として、公共工事、国庫補助事業又は県単補助事業において、農業用ハウス施設（被覆施設を含む）の施工実績を有する者であること。
- サ 建設業法第3条に規定する営業所を鹿児島県内に有する者であること。

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。
- ア 提出書類
入札説明書に定める入札参加申込書（要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知の写しを添付すること。）
- イ 提出場所
鹿児島県農政部農産園芸課花き果樹係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- ウ 提出時期
令和7年8月4日（月）から令和7年8月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（令和7年8月22日（金）は、午前10時00分）までとする。
- エ 提出方法
入札参加申込書をイの場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。
- (2) 鹿児島県知事は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。
- (3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書は、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 閲覧場所
事前連絡により3の(1)のイの場所にてCD-Rによる閲覧が可能。

5 入札の方法等

- (1) 入札書の受付期間
開札日の午前9時から午前9時30分の間に開札会場へ持参すること。
- (2) 開札の日時及び場所
- ア 日時 令和7年8月25日（月）午前10時00分
- イ 場所 鹿児島県庁内（行政庁舎11階）11-農-1会議室



(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3 の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(5) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)の受付期間に、入札書に添付して提出すること。

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他の入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付期間及び交付場所

㌞ 交付期間

令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 22 日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

㌟ 交付場所

3 の(1)のイの場所に同じ

鹿知

6 現場説明会

実施しない。

7 契約条項を示す期間及び場所

4 の(1)及び(2)に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

9 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込書を提示していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札

(4) 2 以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む)による入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認め

た場合の入札

- (9) 送付、電報又は電送（電子入札を除く。）の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定の方法

(1) 落札候補者の決定

ア 開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定している場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の最低の価格）をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とする。

この場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、2の入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有することの確認を受けるため、申請書等を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(ア) 提出場所

3の(1)のイに同じ。

(イ) 提出時期

落札候補者に決定された日から令和7年8月27日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) 提出方法

(ア)の場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

イ 入札参加資格の確認の結果は、提出時期の最終の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に決定し、書面により通知する。

ウ 提出時期の最終の日の午後5時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格が有ると認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めたときは、当該落札候補者を落札者に決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めたとき

鹿児島県知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、入札参加資格が有ると認めた者を落札者とする。

11 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 10の(2)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、10の(2)のイの通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に鹿児島県知事に対して書面により入札参加資格が無いと認めた理由の説明を求めることができる。

(2) 鹿児島県知事は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。

この場合において、10の(3)のイの新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(3) 鹿児島県知事は、説明請求者に入札参加資格が有ると認めたときは、入札参加資格が無いと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、鹿児島県知事は、10の(3)のイの新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

(4) 10の(3)のイにより、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

鹿児島県知事

鹿児島県知事

12 最低制限価格
設定する。

13 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県農政部農産園芸課花き果樹係

鹿児島市鴨池新町10番1号

郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3183

